

# 視点

## 量から質へと 舵を切るべき時

弁理士  
長谷川  
芳樹

弁理士試験の合格者が増加し続けている。15年前は100人未満だったのに、昨年は700人を超えて、今年は800人に迫る勢いである（図表1）。

国公立の大学からの特許出願も増加している。直近の出願データは未公表なので不明だが、特許庁HPでの公表値によると、一昨年の出願公開件数は1284件であった。これは、1999年の6倍であり、TLO（技術移転機関）による出願分を入れると、さらに増えると思われる（図表2）。

このような「状況が変化するとき」には、色々な弊害が現れるのが常である。これを乗り越えて、知財創造立国のビジョンを現実化していくためには、やはり「当たり前のこと」をするしかない。

\*\*\*\*\*

### 大学は知財バブル!?

ストレートな言い方で恐縮だが、このようは話を何度も聞いている。「もともと知財から縁遠かった大学で急に知財の動きが始まったのだから、普通になっただけでバブルではない」という人もいる。しかし、客観的に見ればバブルの要素は、いくつも垣間見られる。

大学からの特許出願は図表2の通り急増中だが、日本特許庁の全体での特許出願件数は40万件強でほぼ一定している。大学知財バブルを窺わせるデータの一つと言えるが、新しいことを成し遂げよう

とするときには、「まずは量から入り質に移っていく」のがセオリーと考えれば、これで良いのかもしれない。

### 安かろう悪かろうの被害者

産業構造審議会で弁理士制度の検討が始まり、その議事録が特許庁HPで公開されている。その中で、大学関係委員M氏は、以前は企業にいたので「大体の内容の特許を書けば、ばっちり弁理士の方が出して」くれると思っていたところ、「半分ボランティア的に料金の安い」弁理士先生は「技術がわからなかったせいか、『てにをは』しか直していただけなく、とても悲しい思いをした」という。そして、「弁理士の方が単に量だけ増えますと、安かろう悪かろうの一番被害を受けるのがお金のない大学になるのではないかなと思っています」と発言している（図表3）。

ここには、大学の知財が抱える本質的な問題がいくつも含まれている。第1は、知財部体制の確立、第2は「丸投げ」する体質、第3は料金に対する認識、第4は質を評価できないこと、第5は自己責任意識の希薄さである。

### 知財部体制の確立

全国津々浦々のどこの大学にも、知的財産本部なる立派な名称の看板が掲げられているが、実質的な意味で「知財部体制が確立された」

とは思えない。一部の例外は否定しないし、着々と確立されている / その発展途上にある大学が少なくないのは事実であるが、この問題がM氏の「悲しい思い」の背景にあるのも事実であろう。

企業の場合は、程度の差はあるが、知財部が実質的な意味で社内の知財活動を仕切っており、社内の発明者は知財部によるサポートの下で特許出願に参与している。発明者が「悲しい思い」をしないように、知財部が弁理士事務所を選別して自社戦略や知財方針を説明する一方、社内では日々地道な発明者支援活動等をしている。

これに対して大学では...改善されてきているが、企業と大学の両者と付き合ったことがある者なら、誰もが“不十分さ”を感じるはずである。大学の知財活動を実質的に仕切る / 仕切れる知財部体制を確立しないと、特許出願の件数は増やすことができても、その質を高めることは困難である。

< 図表 3 >

**産業構造審議会第1回弁理士制度小委員会での  
大学関係委員M氏の発言（一部抜粋）**

.....

以前企業におりましたので、大体の内容の特許を書けば、ばっちり弁理士の方が出していただけるものだと思っていました。しかし、大学というところはお金がありません。半分ボランティア的に料金の安い先生にお願いしなければいけないという状況があります。

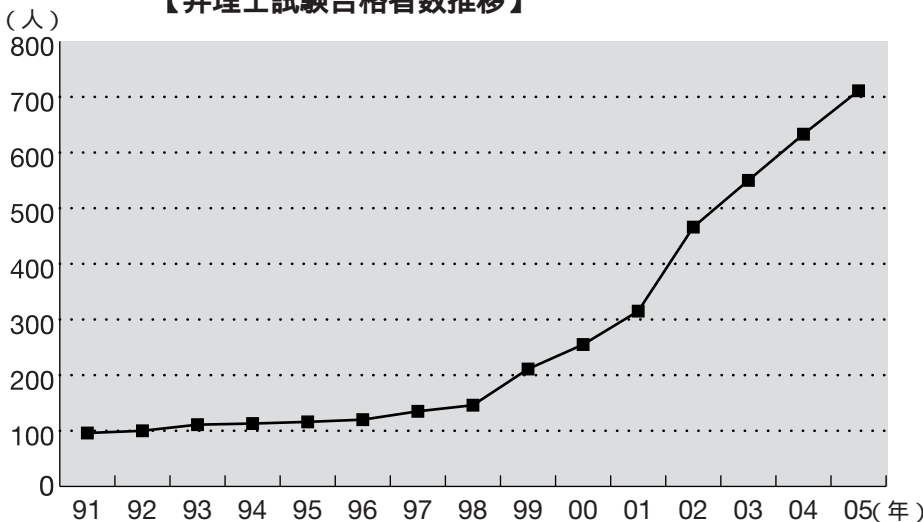
...（中略）...技術がわからなかったせいか、「てにをは」しか直していただけない、とても悲しい思いをした経験があります。...（中略）...研究者の多くの方は、特許相談の際に論文を持っていらっしやいます。論文というのはピークデータ（一番いいデータ）がそのまま載っています。「はい、これで特許書いて」ということになります。そうしますと、弁理士先生の方に技術力がありませんと、クレームを広げていただいたり、売物になりそうな特許に仕上げることができません。

弁理士の方が単に量だけ増えますと、安かろう悪かろうの一番被害を受けるのがお金のない大学になるのではないかなと思っています。

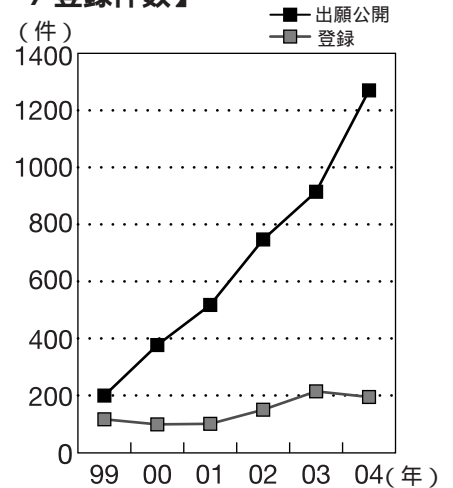
.....

上記の発言を含む議事録は特許庁HPで公開されています。

< 図表 1 >  
【弁理士試験合格者数推移】



< 図表 2 >  
【大学による特許出願公開件数 / 登録件数】



## 「丸投げ」する体質

これまたストレートな言い方で恐縮だが、私の実感なので勘弁して欲しい。企業の場合は、もちろん程度の差はあるが、知財部は発明者の為した発明を“自社の知財方針”の下で検討し、どのような内容の特許を狙うかの権利化方針を明らかにした上で、適切な弁理士事務所を選択して権利化業務を委託している。大学の場合は、もちろん一部の例外は否定しないが、大学としての知財検討が不十分なまま、実質的に弁理士事務所に丸投げされる例が少なくないのではないだろうか。

その結果、発明者たる教授らの先生が実質的に知財部的な機能を持つことになるので、別の問題を引き起こす。自己主張の強い教授らに当たった弁理士は企業からの仕事では味わえない“調整”の苦労を経験し、真面目に仕事する弁理士であるほど大学関係の仕事を敬遠していく。あるいは、弁理士事務所との巡り合わせが悪ければ、M氏のように大学人が「悲しい思い」をすることになる。

## 料金に対する認識

弁理士事務所に限らず、「外部の者に仕事を頼めば料金が発生する」のは当たり前のことである。ましてや、あれこれとアドバイスを受けて、仕事を丸投げしたりすれば、弁理士に払うべき手数料は累積的に上昇していく。

そこで、企業では自分で処理できることは自分で処理し、手数料を横睨みしながら事務所と付き合いっていく。ところが、大学は外部の支援やボランティアに期待する傾向があり、これが費用に対する甘えを生み、体質改善を妨げる。

知財活動というビジネスの領域では、ボランティアなどというものは期待してはならず、仮に一時的に期待できたとしても長続きはしない。大学知財が「安かろう悪かろうの被害者」となりやすい背景には、この料金に対する認識＝「他人に物事の処理を頼めばカネが掛かる」というビジネス常識に対する認識の問題があると思う。

## 質を評価できないこと

他人に物事の処理を頼んだとき、その評価の3本柱は「納期」と「質」と「料金」である。納期や料金の相对比较は、それだけの個別評価なら難しくない。しかし、弁理士の仕事の質の評価は、知財業務の経験者でも容易ではない。ましてや、納期と料金の評価は、質の評価を抜きには語れず、さらに納期と質と料金の3要素に、案件の複雑さや提供資料の充実度などが絡み合ってくると、その評価はますます困難になる。

結局、弁理士や特許事務所の質を見極めるのは難しく、同業者等の評判や紹介に頼ることも多くなるが、このクチコミ情報も得られないときは経歴や資格・学位で弁理士の実務力を推定することにな

る。ところが、弁理士だからといって知財の仕事のスキルがあるとは限らない。昨年は711人が弁理士試験に合格しているが、彼らは知財の実務経験はもちろん、研修履修すらも問われることなく弁理士登録できる。学科試験のみ（実地試験なし）のペーパードライバーなのである。仮に実務経験年数が長かったとしても、無為に長かっただけのこともある。

つまり、弁理士や特許事務所は玉石混交と言わざるを得ないのであるが、この中から適切な弁理士事務所を“選択する目”を大学自身が持たなければならない。さもなくば、特許出願の件数は増やすことができても、その特許の質を高めることは困難である。

## 自己責任意識の希薄さ

大学の知財活動は歴史が浅く、大学自身においても経験が少ない。それゆえ、企業に比べて不十分どころがあるのは否めない...というのも一面の真理であろう。しかし、見方を変えると、大学の知財は企業の知財とは出自が違う。

企業の場合は、自社の事業活動に付随して商売戦略の一つとして生まれる知財活動である。外部からのお仕着せではなく、自社の企業活動の内側から必要に駆られて生まれたものである。ところが、大学の場合は、学内から必要に駆られて生まれたものではなく、霞ヶ関（文部科学省？）から求められた知財活動である...と言うと、

お叱りを受けそうだが、そのように考えている大学人は少なくないと思う。

大学知財の成否は、国家政策である知財創造立国の重要な柱の一つであり、ぜひとも成果を出したいビジョンであるが、その出自に対する認識ゆえに大学の「法人としての自己責任意識」が希薄になっているように思う。

例えば、大学教授などの発明も特許法35条における職務発明であるが、この発明の特許を受ける権利は発明の完成時点で大学に予約承継されており、これは企業の場合と同じである。つまり、発明に関する権利は使用者が所有するところから、企業の知財部は「我が社の発明」という位置づけで自己責任意識を持って出願方針の策定や特許管理を行っている。ところが、大学の場合は、発明完成により権利が大学に承継された後も「教授らの先生の発明」という意識が強く、かつ、先生方の独立自尊意識の強さも相俟って、法人たる大学としての責任意識を持って出願方針の策定や特許管理が行なわれることが少ない。

### ホップ・ステップ・ジャンプの...

何ごととも新しいことを成し遂げようとするれば、様々な障害に突き当たるのは避けられない。ましてや、国家政策たる知財創造立国の重要な柱の一つである大学知財の興隆を成し遂げようとするなら、

そのプロセスの各段階において、ある程度の紆余曲折は当然である。

大学知財の興隆を成し遂げるプロセスが、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階から成ると仮定するならば、今は2番目の「ステップ」の段階といえるだろう。量的に拡大してきた大学発の知財は“玉石混交”であり、お叱りを受けることを覚悟して言えば“玉よりも石が多数”であり、このまま数字だけを追い求めても無意味である。今は、この“量を維持したままで質的に高めていく”段階である。

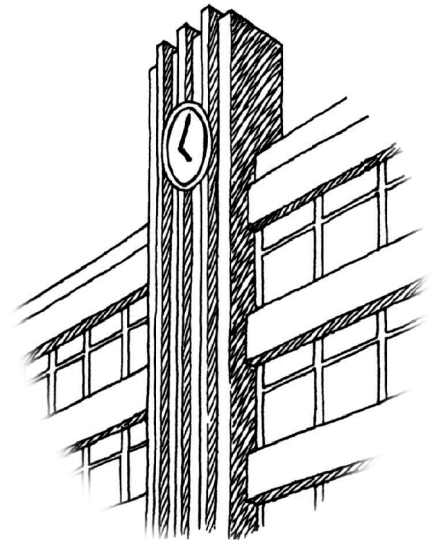
この事情は、弁理士制度の現状においても全く同じである。弁理士の業界に競争原理を働かせる目的で大量に弁理士試験の合格者が増員されたが、これらの新しい弁理士において、弁理士業務のコアであるところの権利化業務のスキルと実務レベルが適正に確保されているのか、はなはだ疑問である。

弁理士制度も大学知財と全く同様に、今は、量の拡大はひとまずにおいて、権利化業務中心とする実務のスキルを質的に高めていく段階であると思う。

### 最後に...

我が創英を振り返ってみると、弁理士受験を奨励し、資格者を積極的に採用してきたこともあって、在籍する弁理士は50名を越えた。その中には、明細書の実物を見たこともないのに弁理士として創英に加入する者がいる。

かく言う私も、弁理士として特



許法律事務所に転職したときは、明細書の実物はもちろん特許公報すらも見たことがなかった。学科試験に合格しただけの、実務のことは皆目見当がつかなかった私を育ててくれた協和特許法律事務所には心から感謝するしかないが、司法修習制度のような期間的にも内容的にも充実した義務研修制度がない以上、新人の弁理士にコア業務（明細書作成等の実務）のスキルを叩き込むことは、特許事務所が為さねばならない社会的責務である。

これを自覚し、有能な人材が育つ事務所＝知財の匠集団「創英」をめざして、これからも現場で努力していきたい。

同時に、全国の大学における知財創造サイクルが好適に機能するように、創英と私自身に対して大学から“お呼び”が掛かる限りは、これからも出来る限りの知恵を出し、汗を流していきたいと思う。

以上